

クラウドセキュリティガバナンスサービス約款

第1条（約款の適用）

- ネットワークシステムズ株式会社又はそのグループ会社（以下「当社」）は、クラウドセキュリティガバナンスサービス約款（以下「本約款」）を定め、これによりクラウドセキュリティガバナンスサービス（以下「クラウドセキュリティガバナンスサービス」）を提供します。本約款は、クラウドセキュリティガバナンスサービスの利用にかかわる一切の事項に適用されます。
- お客様はクラウドセキュリティガバナンスサービスの利用にあたっては Palo Alto Networks 社の以下のウェブサイトに掲載される契約事項（<https://www.paloaltonetworks.com/legal>）（以下「End User Agreement」）を遵守するものとします。なお、本約款とウェブサイト上の最新版の End User Agreement の内容に齟齬がある場合、ウェブサイト上の最新版の End User Agreement の内容が優先されるものとします。
 - クラウドセキュリティガバナンスサービスの利用にあたっては、本約款のほか別途締結した NetOne クラウドサービス約款（以下「基本約款」）の定めが適用されるものとします。
 - 本約款の内容と基本約款の内容に齟齬がある場合、本約款の内容が優先されるものとします。また、本約款の内容と第5条で定義される仕様書の内容に齟齬がある場合、仕様書の内容が優先されるものとします。

第2条（定義）

本約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
クラウドセキュリティガバナンスサービス	クラウド利用時の統制喪失による IT ガバナンスリスクに対応するため、パブリッククラウドを監視、監査する各種機能を統合することでセキュリティガバナンスの維持・強化を支援するサービスです。
クラウドセキュリティガバナンスサービス契約	第4条の規定に従い締結するクラウドセキュリティガバナンスサービスの利用に関する契約を指します。
お客様	当社との間でクラウドセキュリティガバナンスサービスに関する契約を締結した者を指します。

第3条（利用資格）

- クラウドセキュリティガバナンスサービスを利用するには、当社が指定するクラウドセキュリティサービスのライセンスの契約者である必要があります。
- お客様は、当社が指定するクラウドセキュリティサービスのライセンスの有効な契約がなかったために、クラウドセキュリティガバナンスサービスを利用できない場合でも、クラウドセキュリティガバナンスサービスの料金の支払義務を負うものとします。

第4条（クラウドセキュリティガバナンスサービスの申込み・変更・解約の方法）

- お客様は、クラウドセキュリティガバナンスサービスの新規申込みにあたっては、基本約款に従い、注文書を当社に提出するものとし、基本約款の定めに従って契約が成立するものとします。
- お客様は、クラウドセキュリティガバナンスサービスの新規申込み・変更・解約にあたっては、当社所定の申込書を当社に提出するものとします。
 - クラウドセキュリティガバナンスサービスの変更は、当社がこれを承諾した時に成立します。

附則

この約款は、2019年12月24日から実施します。

第5条（仕様）

- クラウドセキュリティガバナンスサービスの内容は、本約款のほか、当社のクラウドセキュリティガバナンスサービス仕様書（以下「仕様書」）に定めます。
- 当社は、お客様の承諾を得ることなく、仕様書を変更することができます。なお、この場合、クラウドセキュリティガバナンスサービスの利用に関する条件は、変更後の仕様書によります。
 - 仕様書の変更は、基本約款第2条（約款の変更）の定めを準用するものとします。

第6条（利用期間）

- クラウドセキュリティガバナンスサービスの利用期間は、申込書に記載されたサービス利用期間（年単位とします。）とし、お客様は、クラウドセキュリティガバナンスサービスの利用の申込みを行った後は、本約款その他に規定される特段の事由がない限り、任意に解除することができないものとします。
- 前項に定めるサービス利用期間の満了の日の1ヵ月前までにお客様から契約終了の申し出がない限りクラウドセキュリティガバナンスサービスの利用期間は、同一条件で自動的に更新するものとし、以後も同様とします。

第7条（料金等）

- クラウドセキュリティガバナンスサービスの料金は年額とし、その詳細は価格表に定めるとおりとします。
- 当社は、お客様の承諾を得ることなく、価格表を変更することができ、お客様がクラウドセキュリティガバナンスサービス契約を更新した場合には、更新時の価格表が適用されます。
 - 価格表の変更は、基本約款第2条（約款の変更）の定めを準用するものとします。
 - 当社は、お客様に対し、クラウドセキュリティガバナンスサービスの利用を開始した月（自動更新された場合は、更新月とします）の末日までに、第1項に定める料金及びこれらに賦課される消費税等額を、請求書をもって通知し、お客様は、当該請求書記載の金額を翌月末日までに一括で支払うものとします。

第8条（中途解約）

- お客様及び当社は、基本約款第8条第3項の規定にかかわらず、1ヵ月以上前に当社所定の方法で相手方に通知することにより、クラウドセキュリティガバナンスサービス契約を中途解約することができます。
- 前項によりお客様がクラウドセキュリティガバナンスサービス契約を中途解約した場合又は当社の責に帰すべき事由によらずクラウドセキュリティガバナンスサービス契約が契約期間の途中で解除若しくは終了した場合、お客様は当社に対して既に当社に支払った料金について返還を請求することはできないものとします。

第9条（損害賠償）

- 当社は、お客様がクラウドセキュリティガバナンスサービスの利用に関して被った損害（その原因の如何を問わない。）について賠償、返金及び料金の減免等の一切の責任を負いません。

第10条（協議）

- 本約款に規定のない事項又はクラウドセキュリティガバナンスサービスに関し疑義が生じた場合は、当事者双方が信義誠実の原則に従って協議するものとします。

以上